

## (仮称)函館市子ども・子育て支援事業計画素案「第5章 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制」への意見等に対する考え方等について

ページ	項目	意見等	意見等に対する考え方等
1	「1 教育・保育提供区域」 区域の設定の考え方に係る 説明文について	基本指針にもある「・・・地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」となっている旨の記述がない。 それを具体的に示すものとして、例えば、 (1) 子どもにとって必要な社会資源の配置状況 (2) 保育・子育ての専門施設の配置状況 (3) 日常の移動範囲 の視点など、市民全体のニーズ、実情等を十分勘案、精査した結果であることを記述できるようにすること。	1～3行目の説明文を次のとおりとします。  「地理的条件や人口、教育・保育および子育てに係る施設や事業、社会資源の配置状況、通園等の交通事情や市民のニーズ等を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として定める区域（教育・保育提供区域）を次のとおり設定します。」
1	「1 教育・保育提供区域」 8行目	「（6地区）を基本とします。」を「（6地区）を原則とする。」とする方が良い。 理由 ①「柔軟に対応可能な共通した区域」の「柔軟」の考え方は、例外措置、特例措置などが含まれるような意味合いがあるので、「基本とする」と明確に記述すより「原則とする」の方が良いのではないかと。 ②幼稚園や認定こども園では、保護者が園を選択し、通園バスを利用している。提供区域が学区と同様な位置づけであるなら、6区域から1区域（市全体）にすべきである。（保護者から苦情が出る。） ③放課後児童健全育成事業については、現状では、園の車で学校まで迎えに行くことが安全上通例となってきた。また、園に在園するきょうだいがいる場合は、保護者が仕事帰りに送迎している。このニーズに応えるには、6区域から1区域（市全体）にすべきである。 ④上記①から③までの例から「6区域」から1区域（市全体）にした方が、柔軟にいろいろなことにも対応できる。	函館市新総合計画における地区区分をよりどころとしているとの意味合いから「基本」を使用しています。「原則」という言葉のニュアンスよりは、柔らかい表現であると考えております。 教育・保育提供区域を6区域とすることについては、平成26年度第3回函館市子ども・子育て会議において、既に決定しているところですが、小学校や中学校の通学区域の性質とは違うことから、市民の誤解を避け、わかりやすくする意味で、教育・保育提供区域の説明文（素案）に次の文章を加えることとします。 「なお、教育・保育提供区域は、小・中学校の通学区域の性質とは異なり、居住している区域外にある施設の利用を制限するものではありません。」